

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	1 くまもとの木と親しむ環境推進事業	<p>1 くまもとの木とふれあう木育推進事業</p> <p>①地域型 県産木材を使ったものづくり体験など木育の取組に要する経費 なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組でないこと。</p> <p>②全県型 以下の基準をすべて満たし、①の取組を県内全域において実施する場合に要する経費 ＜採択基準＞※ ア 地域数及び回数 県広域本部管内4地域において、各地域1回以上実施すること。 イ 開催規模 各回概ね200人以上に、ものづくり体験を提供すること。 ウ 木育の取組実績 過去5年間において、①の補助事業の実施又は木育に関する県委託事業の受託の実績を有すること。 ※ 災害等により、特定の地域、人数での開催ができない場合を除く。</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>県等が認定する木育のインストラクターが所属する木育の取組を行う団体 なお、②全県型においては、木育のインストラクターが4人以上所属していること</p>	<p>①定額（上限500千円） ②定額（上限4,000千円）</p>	<p>1 補助対象事業の主要部分（事業内容）の変更 2 補助金額の増又は30%以上の減</p>	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	1 くまもとの木と親しむ環境推進事業	2 木とともに育つ環境推進事業 幼稚園、保育所、中学校等を設置している学校法人、社会福祉法人等における木製品の導入に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	県等が認定する木育のインストラクターが所属する幼稚園、保育所、中学校等を設置している学校法人、社会福祉法人等	2分の1以内 ただし、机と椅子については1人分各5千円を上限とする また、それ以外の木製品については、15万円を上限とする	1 補助対象事業の主要部分（導入品目）の変更 2 補助金額の変更（入札による減額を除く）	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		3 くまもとの木づかい推進事業 地域において、県産木材の需要拡大を目的に行う消費者調査、講習会の開催、木工教室の開催、啓発パンフレットの作成その他の普及啓発に要する経費並びに木材の生産から消費までに関する団体等による各種活動の支援に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	各地域の木材需要拡大推進に取り組む協議会	2分の1以内	補助金額の変更	無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	2 豊かな森林づくり人材育成事業	<p>1 林業労働力確保支援センター活動支援事業 支援センター業務を実施するにあたり必要な管理経費 事業推進費等に要する経費</p> <p>2 林業労働力確保支援センター事業 (1) 広報活動 新規参入促進のための広報誌作成・相談活動、就業促進フェアへの参加等に要する経費 (2) 改善計画作成指導 労確法に基づく改善計画の作成指導及び認定事業体のフォローアップ等の指導・研修会等に要する経費 (3) 新規就業者支援事業 新規就業者の就業定着化のための巡回相談、意見交換会の実施等に要する経費</p> <p>3 林業担い手研鑽事業（林業技能競技会の実施等） 林業従事者による伐倒・枝払い、森林評価、高性能林業機械の操作等に関する技能競技会の実施等に要する経費</p> <p>4 林業担い手就労環境改善支援事業 造林・保育作業従事者の賃金を引上げる林業事業体の法定外福利厚生取組に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>1、2、3 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター）</p> <p>4 【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター） 【事業主体】 林業事業体</p>	1、2、3 10分の10以内	補助金額の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	3 くまもと林業大 学校人財づくり事 業【長期課程（就 業準備給付金）】	くまもと林業大 学校人財づくり事業【長期課程】 を受講する給付金受給希望者のうち支給条件を 満たす者に対して支給する就業準備給付金（月 額 12.9 万円以内）及びその支給に要する経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま で	公益財団法人熊本県林業従事者 育成基金（熊本県林業労働力確 保支援センター）	10分の10以 内	補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 30 日を経 過した日又は 3 月 31 日のい ずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	4 くまもと県産材需要拡大総合推進事業	<p>木材関係団体が行う次の事業に要する経費</p> <p>(1)木材産業強化育成対策事業 木材業・製材業の育成強化を図るため、木材の普及推進による、需要拡大、JAS 製品の普及、調査等の事業に要する経費</p> <p>(2)木材産業振興対策事業 木材業・製材業の振興発展を図るため、教育情報事業、共同購入、組織の強化等の事業に要する経費</p> <p>(3)県産材需要促進事業 木材需要拡大のための各種広報、催事、情報収集等に要する経費</p> <p>(4)県産材需要拡大消費者対策事業 森林・林業・木材産業の重要性や木材利用の意義等をマスメディアによるPRに要する経費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>(1)一般社団法人熊本県木材協会連合会</p> <p>(2)熊本県木材事業協同組合連合会</p> <p>(3)くまもと県産材振興会</p> <p>(4)林業・木材産業活性化広報協力事業協議会</p>	<p>(1)、(2)、(3) 定額</p> <p>(4) 2分の1以内</p>	<p>事業費の30%以上の増減</p>	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	5 くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業	<p>事業主体が行う次の事業に要する経費</p> <p>1 県産資材提供事業 住宅の新築等を行う工務店等に対して、下記の建築資材を無償提供することに要する経費 (1) 県産木材 (2) 県産緑化木</p> <p>2 木を活かした景観づくり事業 木を活かした景観づくりを目的として、地域協議会等公共性が高いと認められる団体が設置する県産木材を使った案内板、標識、外構施設、ベンチ等の新設又は補修に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>3 木製塀普及促進モデル事業 地域協議会等公共性の高いと認められる団体や県内の幼稚園・保育所等（市町村立のものを除く）が行う県産木材を活用した木製塀設置に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>1 (1) 一般社団法人熊本県木材協会連合会 (2) 熊本県樹芸農業協同組合</p> <p>2 【補助事業者】 一般社団法人熊本県木材協会連合会  【事業主体】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 地域協議会等公共性が高いと認められる団体</p> <p>3 【補助事業者】 一般社団法人熊本県木材協会連合会  【事業主体】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 地域協議会等公共性の高いと認められる団体、県内の幼稚園・保育所等（市町村立のものを除く）</p>	<p>1 定額</p> <p>2 定額 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：定額 ただし、1団体あたり上限100万円とする</p> <p>3 定額 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：定額 ただし、1団体あたり上限150万円とする</p>	事業費の30%以上の増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	6 特用林産物流通促進事業	1 竹産業振興事業 熊本県竹産業振興会が竹産業の振興対策として実施する以下の取組に要する経費 (1)商品開発、市場調査、先進地等の視察研修 (2)消費宣伝イベントなど需要拡大活動	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1 熊本県竹産業振興会	1 定額	1 (1)補助金額の増又は30%を超える減 (2)補助対象経費の30%を超える増減	1 有 (第9条第2項第3号該当)	1 否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 特用林産物販路拡大推進事業 熊本県森林・林業・木材産業基本計画にいう主な作目(しいたけ、たけのこ、竹材、木竹炭)及びその他必要と認められる作目の販路確保・拡大に関する以下の取組に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)商談会等への参加 (2)アドバイザー等を活用した販売戦略の検討 (3)宣伝用パネル、チラシ等の作成		2 【補助事業者】 市町村、広域団体 【事業主体】 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び生産者等の組織する団体等	2 2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	2 (1)補助金額の増又は30%を超える減 (2)事業主体の変更 (3)補助対象経費の30%を超える増減	2 無	2 要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	7 特用林産物施設化推進事業	<p>熊本県森林・林業・木材産業基本計画に定める主な作目（しいたけ、たけのこ、竹材、木竹炭、きくらげ類）及びその他必要と認められる作目の振興対策に関する以下の取組に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>◇事業区分</p> <p>1 加工・流通・衛生管理施設の整備</p> <p>2 安定生産施設整備</p> <p>3 原木しいたけ種駒購入</p> <p>&lt;採択基準&gt;</p> <p>◇事業区分1～2</p> <p>① 施設等の規模・構造が利用計画・受益の範囲等からみて適切なもの</p> <p>② 林業者の組織する団体においては受益戸数3戸以上</p> <p>③ 事業規模は30万円～300万円</p> <p>◇事業区分3</p> <p>① 原木しいたけ栽培に新規参入する者（後継者を除く）が購入するものを対象とする</p> <p>② 年間植菌数が20,000個以上で、かつ生産計画等が適切なもの</p> <p>③ 参入時（1年目）及び2年目の植菌に要するもの</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>【補助事業者】市町村、広域団体</p> <p>【事業主体】市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び林業者等の組織する団体等</p>	<p>10分の3以内</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】補助事業者：10分の10以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の10分の3以内を限度とする</p> <p>原木しいたけ種駒購入補助については、生産者1人あたり40千円を上限とする</p> <p>（なお、市町村の支援額10分の1以上、ただし、広域団体を除く</p> <p>また、原木しいたけ種駒購入の場合は任意とする）</p>	<p>1. 補助金額の増又は30%以上の減</p> <p>2. 事業主体の変更</p> <p>3. 補助対象事業の主要部分（施設・事業実施個所）の変更</p>	無	要	<p>〔実績報告〕事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日</p>	<p>〔実績報告〕事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>



課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	8 緑化木需給安定対策事業	熊本県樹芸農業協同組合が実施する生産指導体制の整備及び流通体制の整備等に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県樹芸農業協同組合	定額	補助金額の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	9 林業・木材産業振興施設等整備事業	市町村等が、以下の区分による事業を行う経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 事業費  (1) 高性能林業機械等の整備 (2) 特用林産振興施設等の整備 (3) 木材加工流通施設等の整備 (4) 木造公共建築物等の整備 (5) 木質バイオマス利用促進施設の整備 (6) 付帯事業 (1)～(5)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 ※熊本市に所在する事業主体にあつては、事業主体 【事業主体】 (1) 市町村、森林整備法人等、育成経営体 (2) 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、特認団体 (3) 市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人で事業構想に記載された事業実施主体 (4) 市町村、地方公共団体が出資する法人、地方公共団体の組合等 (5) 市町村、森林組合、林業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者、民間事業者等 (6) 上記(1)～(5)の事業実施主体	2分の1以内  【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者： 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	個別指標の数値の変更を伴う次の変更 ・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		第2期熊本県森林整備促進及び林業等再生基金協議会が、以下の事業を行う経費  協議会構成員に対して、中小企業診断士等による経営指導、セミナー・講習会等開催及び例規集配布等		第2期熊本県森林整備促進及び林業等再生基金協議会	定額			否		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件		交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
						報告時点	報告期限				
林業振興課	10 市町村営林道開設事業	市町村が実施する林道開設事業に要する経費 (工事雑費、事務雑費は除く)	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	<p>1 過疎地域、振興山村地域に係るもの 100分の51以内</p> <p>2 その他の地域に係るもの 100分の46以内</p> <p>3 地方創生道整備推進交付金の年度間融通を適用する場合は、地域再生計画に定める事業期間内で上記1又は2の補助率以内(ただし、県の補助率は100分の1以内)</p>	交付決定ごとの補助金額の変更	<p>1 施行路線の変更</p> <p>2 施行路線の位置又は全幅員の変更</p> <p>3 施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少</p>	無	要	〔実績報告〕 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	11 市町村営林道点検診断・保全整備事業	市町村が林道のトンネルや橋梁等の点検診断、補強及び更新等を実施するのに要する本工事費、付帯工事費、測量及び試験費の合計額	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	2分の1以内	事業費又は補助金額の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3月31日	[実績報告] 事業完了の日 から20日を経 過した日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件		交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
										報告時点	報告期限
林業振興課	12 市町村営林道改良事業	市町村が実施する林道改良事業及び林道舗装事業に要する経費（工事雑費、事務雑費は除く）	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	林道改良事業 1 幹線 100分の51以内 2 その他 100分の31以内  林道舗装事業 1 幹線 100分の51以内 2 その他 300分の103以内	施行路線ごとの補助金額の変更  1 施行箇所の変更 2 施行位置工種の変更 3 施行箇所ごとの施行延長の30%を超える減少	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日 から20日を経 過した日	

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	13 単県林道事業	市町村が実施する国庫補助事業の採択要件に該当しない箇所(林道の改良、舗装、林道化促進事業)に要する経費(工事雑費、事務雑費は除く)	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	改良、舗装、林道化促進事業に係るもの 10分の4以内	1 施行路線ごとの補助金額の変更 2 施行箇所の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3月31日	[実績報告] 事業完了の日 から20日を経過した日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者 と事業主体が 異なる場合は それぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	14 過年林道災害復旧事業	林道施設 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)第2条第2項に規定する林道の災害復旧を目的とする事業で右に掲げる団体が実施するために要する経費 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号)第2条に規定する本工事費、応急工事費のうち知事が適当と認めたものの。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	林道施設	経費配分の変更 林道施設 (1) 補助金額の変更 (2) 施行箇所ごとの事業費の30%に相当する額を超える増額又は減額	無	否	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日
					奥地 100分の65以内、その他 2分の1以内					
					(2) 激甚災害を受けた林道に関する補助金交付の比率は、前項の規定にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第5条第1項の政令で定める市町村の区域内の災害林道についてその年の激甚災害に係る林道の災害復旧事業費及び災害関連事業費の合計額から暫定措置法による補助額を差し引いたもの(以下、この項において「通常補助控除額」という。)が、当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道の総延長のメートル数を180円に乗じて得た額を超える当該市町村の区域内の災害林道の総延長1メートル当たりの通常補助控除額に対し10分の9以内とする					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異 なる場合はそ れぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
									報告時点	報告期限	
林業振興課	15 現年林道災害復旧事業	林道施設 農林水産業施設 災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)(以下「暫定措置法」という)第2条第2項に規定する林道の災害復旧を目的とする事業で右に掲げる団体が実施に要する経費 農林水産業施設 災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号)第2条に規定する本工事費、応急工事費のうち知事が適当と認めたものの。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	林道施設	経費配分の変更 林道施設 (1) 補助金額の変更 (2) 施行箇所ごとの事業費の30%に相当する額を超える増額又は減額	無	否	林道施設 〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	林道施設 〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日	
					奥地 100分の65以内、その他 2分の1以内						
					(1) 林道災害復旧事業のうち暫定措置法第3条第3項の規定により高率補助となる部分に対する補助金交付の比率は、災害復旧事業費のうち政令で定める額に相当する部分につき、上記にかかわらず次の区分による						
					ア 奥地幹線林道に係るもの						当該部分の10分の9
					イ //						当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については10分の10
					ウ その他の林道に係るもの						当該部分の4分の3
					エ //						当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については100分の85
(2) 激甚災害を受けた林道に関する補助金交付の比率は、前項の規定にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第5条第1項の政令で定める市町村の区域内の災害林道についてその年の激甚災害に係る林道の災害復旧事業費及び災害関連事業費の合計額から暫定措置法による補助額を差し引いたもの(以下この項において「通常補助控除額」という)が、当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道の総延長のメートル数を180円に乘じて得た額を超える当該市町村の区域内の災害林道の総延長1メートル当たりの通常補助控除額に対し10分の9以内とする											
査定用設計委託費等 2分の1以内	事業内容の変更 林道施設 (1) 施行箇所の変更 (2) 施行箇所ごとの復旧延長の変更 (3) その他査定の趣旨に相違すると認められる変更	査定用設計委託費等 〔実績報告〕 事業完了時	査定用設計委託費等 〔実績報告〕 知事が別に定める補助金交付申請書をもって代えることができるものとする								



課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	16 林業・木材産業生産性強化対策事業	<p>林業・木材産業生産性強化対策事業 合板・製材・構造用集成材等の木製品の競争力を高めるため、市町村が以下の経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 木材加工流通施設等整備 (2) 高性能林業機械等の整備</p> <p>※工種又は区分の詳細は、国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領の別表1を参照</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 (1) 地域材を利用する法人 (2) 育成経営体</p>	10分の10以内  ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	個別指標の数値の変更を伴う次の変更 ・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	17 次世代林業・担い手強化支援事業	<p>1 新技術導入支援 森林資源情報の管理や木材の生産・流通における低コスト化や省力化を図るための新技術の導入（購入・レンタル）に要する経費</p> <p>2 林業機械導入支援（購入） 生産性向上や省力化に取り組む林業事業者が新技術を活用した木材生産等を行うための林業機械の導入（購入）に要する経費</p> <p>3 林業機械導入支援（リース・レンタル） 原則としてリース事業等を主として営んでいる法人が所有する林業機械等のリース等に係る経費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>1、2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条に基づき知事認定を受けている林業事業者</li> <li>・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体（熊本県版育成経営体）</li> </ul> <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規林業経営者（林業経営年数が概ね5年以内の林業経営者）</li> </ul>	<p>1 2分の1以内</p> <p>2 2分の1以内（上限500万円/台）</p> <p>3 2分の1以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金額の増又は30%以上の減</li> <li>・事業内容の変更</li> </ul>	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	18 林業・異業種連携機械導入支援事業	<p>建設業、造園業、観光業等の異業種から林業への参入を促進し、多様な林業担い手として労働力の確保を図るために行う次の取組みに要する経費</p> <p>1 異業種が所有する機械のアタッチメントを交換して、別に定める林業用機械とする経費</p> <p>2 別に定める林業機械を購入により導入する経費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	連携会議の一員となつたうえで、林業事業体と協定を締結している建設業、造園業、観光業等の異業種	2分の1以内	<p>1 補助金額の変更</p> <p>2 事業内容の変更</p> <p>3 事業費目の変更</p>	無	要	〔実績報告〕 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	19 林業・異業種連携促進対策事業	<p>建設業、造園業、観光業等の異業種から林業への参入を促進し、多様な林業担い手として労働力の確保を図るために行う次の取組みに要する経費</p> <p>1 連携会議の設置・運営のための経費 2 山のしごとづくりの推進のための経費 3 林業技能研修受講のための経費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条に基づき知事認定を受けている林業事業体（認定事業体）</li> <li>効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体（熊本県版育成経営体）</li> </ul>	1 定額 2 2分の1以内 3 定額（旅費のみ）	補助金額の増又は30%以上の減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	20 くまもと県産木材SCM構築対策事業	<p>マーケットインの供給体制整備のために行う次の取組みに対する支援</p> <p>(1) SCM環境整備支援 木材製品の在庫管理や受発注に係るデータのデジタル化によるオンラインシステム機器の保守及びその改修に要する経費</p> <p>(2) スtockヤード整備支援 Stockヤードを活用した物流実証に要する経費</p> <p>(3) 品質向上支援 品質の確かな木材(日本農林規格の機械等級区分構造用製材)の生産に要する経費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	くまもと県産材SCM協同組合	<p>(1) 2分の1以内</p> <p>(2) 2分の1以内(上限630円/m<sup>3</sup>)</p> <p>(3) 2分の1以内(上限8,600円/m<sup>3</sup>)</p>	補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	21 竹たけのこ生産支援事業	<p>地域の竹林（所有者3戸以上）の集約化・整備に関する次の取組みに要する経費、もしくは、当該経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 竹林整備計画作成 (2) 竹林整備 (3) 簡易作業道整備 (4) 伐竹機械等導入（レンタル及びリースに限る） (5) 安全・省力化装備の導入（防護スボン、アシストスーツなど） (6) 講習会の開催 (7) 伐竹用チェーン等の導入</p> <p>※(2) 竹林整備は必須とする。</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村、広域団体</p> <p>【事業主体】 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、竹産業振興会の構成員、伐竹事業者、林研グループ、NPO法人、林業者等地域住民の組織する団体</p>	10分の10以内  ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率又は補助金額は次のとおりとする  (1) 定額（上限500千円） (2) 補助対象経費の2分の1以内 (3) 定額400円/m（200m/haを上限） (4) (5) (6) (7) 補助対象経費の2分の1以内	1 補助金額の増及び30%を超える減 2 事業主体の変更 3 補助対象経費の追加及び廃止 4 補助対象経費毎の30%を越える増減 5 事業実施個所の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	22 きのこの生産資材高騰対策事業	きのこの次期生産に必要な生産資材の高騰に伴い増加した経費	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで又は令和4年1月1日から令和4年12月31日まで	<b>【補助事業者】</b> 1 取組実施者 市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者  2 取りまとめ者 取組実施者を取りまとめる市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者	2分の1以内ただし、1取組実施者当たり5,000千円を上限とする  なお、きのこ生産に係る経営費のうち燃油費が15%以上を占める取組実施者については、10分の7以内	1 補助金額の変更 2 事業主体の変更 3 補助対象経費の追加又は廃止	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[事業遂行状況報告] 11月30日  [実績報告] 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	[事業遂行状況報告] 12月15日  [実績報告] 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	23 ICT技術活用促進事業	<p>施業の集約化・効率化や木材生産情報の共有等のための、以下のソフトウェア導入に要する経費。</p> <p>① 施業提案ソフト ② 木材検収ソフト ③ 日報管理ソフト</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条に基づき知事認定を受けている林業事業者</li> <li>効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体（熊本県版育成経営体）</li> </ul>	2分の1以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額の変更</li> <li>事業内容の変更</li> </ul>	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日



課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	24 くまもと間伐材安定供給対策事業	間伐材を素材市場や製材工場へ出荷した森林所有者等に対して、当該森林が所在する市町村が間伐材流通に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 森林経営計画の認定を受けた森林所有者等、森林所有者と間伐材出荷に係る委託契約を締結した森林組合、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき知事の認定を受けた事業体、「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」の選定要領に基づき認定を受けた経営体</p>	10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を上限とする  また、素材市場に出荷した場合は、上限1,700円/m <sup>3</sup> 、製材工場に直送した場合は上限1,200円/m <sup>3</sup> とする	事業費の30%以上の増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	25 林業経営体育成 対策（林業機械リース支援）事業	効率的かつ安定的な林業経営のための高性能林業機械の導入（リース）に要する経費。	交付決定の日 又は交付決定 前着手承認の 日から事業完了の日又は3 月31日まで	効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体（熊本県版育成経営体）	1/3 以内 ただし、導入する機械が林業用四輪駆動ガンフトラックの場合は1/4 以内。 シンクヤーク、ロングリーチハーベスタ、ロングリークラップル及びクワーク並びに架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステムの場合は4/10 以内。 以下の要件を全て満たす場合は、1/2 以内 ・実践体制評価を受け認定されている。 ・年間5,000 m <sup>3</sup> 以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して5年目までに9,000 m <sup>3</sup> 以上の素材生産量が達成できる。 ・機械の導入の翌年度から起算して5年目までに都道府県計画に記載されている素材生産性の目標値の1.5 倍の生産性を達成できる。	個別指標の数値の変更を伴う次の変更 ・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越 を行う場合は 3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日 から30日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日